

市川市告示第16号

市川市告示第 16 号

令和6年能登半島地震に係る市税の申告等の期限の延長について

市川市税条例（昭和29年市川市条例第12号。以下「条例」という。）第18条の2第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に基づく申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限（以下「期限」という。）のうち、次に掲げる指定地域に住所を有する個人又は事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和6年1月1日以降に到来するものについては、その期限を別途市川市告示で定める期限まで延長するので、条例第18条の2第2項の規定に基づき告示する。

令和6年 / 月23日

市川市長 田中



指定地域
富山県、石川県